

## 滋賀県人権施策推進審議会第13期第1回会議 概要

日時：令和7年11月11日（火）10:00～12:00  
場所：滋賀県危機管理センター1階 会議室1

### 1 出席委員（五十音順、敬称略）

伊藤いつか、糸島陽子、坂元茂樹、芝滝全弘、白石恵理子、樽井弘志、中江保子、  
沼井哲男、向井洋子

### 2 議題

- (1) 会長の選出および会長職務代理者の指名
- (2) 令和8年度人権に関する県民意識調査について

### 3 議事

◎開会

◎理事（人権・同和担当）あいさつ

◎出席委員の確認

12名中9名出席

◎資料の確認

◎審議会の運営等の説明

資料1に基づき、当審議会は「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」に基づく県の附属機関であることや、当審議会の職務、会議の公開・非公開等について事務局から説明した。

資料2により当審議会のこれまでの経過および今後の開催見込みについて説明した。

<審議事項>

議題（1）会長の選出および会長職務代理者の指名

滋賀県人権施策推進審議会規則第2条第1項に基づき、委員の互選により、坂元茂樹委員が会長に選出された。

また、滋賀県人権施策推進審議会規則第2条第3項に基づき、坂元会長より芝滝全弘委員が会長の職務代理者に指名された。

## 議題（2）令和8年度人権に関する県民意識調査について

<資料3-1～3-7に基づき、事務局より説明>

### 会長

ただ今の事務局からの説明について、御質問、御意見等があればお願いしたい。

### 委員

調査対象者数は3,000人ということだが、どのようにして選ばれるのか。

また、外国人の方の回答率を上げることはそれほど難しくないと考えている。御承知のとおり、中国からの留学生は緊密なネットワークを持っているため、それを利用すれば多くの回答が集まると考えている。一方で、この場合バイアスがかかるため統計的に望ましくないことは理解している。

その他、インターネット回答については、QRコードから誘導するという説明であったが、インターネットで回答する場合は、いずれかの選択肢にチェックを入れるなど設問に回答しなければ次の設問に移ることはできないようになっているのか。

### 事務局（人権施策推進課）

1点目の質問については、対象者は住民基本台帳等から無作為に選んでおり、日本人については選挙人名簿、外国人については住民基本台帳の情報を利用している。

2点目の質問については、回答しなければ次に進めない仕様となっていた。

### 委員

回答者の性別を問うていることについて、年齢を問うことは理解できるが、性別を聞いて何を知りたいのか。

次に、資料3-6の2ページにあるヘイトスピーチの説明文について、この説明文だけでは、滋賀県は外国人に対するもののみをヘイトスピーチとして取り扱っているように受け取られてしまう。宗教、性別などあらゆるものがヘイトスピーチの対象となっているため、説明文を細かく書いた方が良いように思われる。

次に、資料3-6の3ページから4ページにある問4（2）の回答の選択肢に、「何もしなかった」とあるが、これは自発的に何もしなかったという他に、他者からの圧力により何もしなかったということも考えられる。

次に、資料3-6の4ページから5ページにある問6の回答の選択肢に、「教師による体罰や言葉の暴力があること」とあるが、現状、保育園や学童などあらゆるところで子どもに対する人権が認められていないと私は感じており、選択肢に「教師」と書いてしまうと学校のみが対象となってしまうことから、より広く捉えられる選択肢を考えて欲しい。

次に、資料3－6の7ページにある問10について、次の設問である問11の選択肢に「感染者やその家族等に対して差別的な言動・いじめ等が行われること」とあるが、これはエイズやハンセン病の感染者等にもあてはまることがあるため、問10の選択肢については見直しを行ってはどうか。

次に、資料3－6の2ページにあるSNSの説明文について、Twitterの記載はXに改めていただきたい。また、現状ではYouTubeやTikTokがヘイトスピーチとの関連が多くあるため、例示にこれらを追加してはどうか。

次に、資料3－6の10ページにある問16の回答の選択肢に「避難所などの運営が、特定の属性により行われ、他属性が適切な支援を受けられないこと」というものがあるが、これはおそらく、男性目線に立っているということだと思われるが、この書き方ではイメージが湧かない。

次に、資料3－6の10ページにある部落差別（同和問題）の説明文について、日本固有の人権問題と記載されているが、そのように言い切って良いのか疑問に思う。生成AIで調べてみても同様の内容で回答されるが。

次に、資料3－6の14ページにある住宅を選ぶ際の考え方に関する設問について、事務局の説明では選択肢中の「避ける」という表現を中立的なものに変更するとあったが、各選択肢中の「避ける」という表現も変える必要があると考える。私であれば「考慮する」という表現に変える。

#### 事務局（人権施策推進課）

1点目の性別欄の必要性については、各年齢層において意識の差が見られることと同様に、性別でも差が出るのではないかということから確認をしている。冒頭に説明したとおり、性別欄のLGBT等の性的マイノリティの方はどれを選択すれば良いのかということも考慮しながら、引き続き、性別をお聞きしたいと考えている。

2点目のヘイトスピーチの定義については、ヘイトスピーチ解消法を念頭に置いた内容としているところ。日本人から外国人に向けて、外国人から日本人に向けてのどちらであってもヘイトスピーチは人権上認められることであるため、皆様から御意見をいただきながら整理をしていきたい。

3点目の「何もしなかった」という回答の選択肢については、御指摘のとおりと考えているため、事務局で検討し、次回お示ししたい。

4点目の体罰や言葉の暴力は教師だけではないという御指摘は、そのような現状があるところちらも考えているが、設問が教師について問いたいのか、教師以外についても問いたいのかという点について教育委員会と調整しながら検討を進めたい。

5点目の新型コロナウィルス感染症に係る設問については、蔓延していた前回の調査から導入したところ。現在では新型コロナウィルス感染症が第5類に分類されているが、新たな感染症については今後も対応を想定していく必要があり、また同様の人権問題が生まれ

ないようにすることが大事であると考えている。しかしながら、この設問については時期的な要素もあるため、その前の設問である問 10 との関連を考慮しながら検討を進めていきたい。

6 点目の SNS の説明文については、御指摘のとおり現在は X となっており、また SNS 等には YouTube、TikTok、Facebook など多数あるため、「SNS」もしくは「動画投稿」といった形に改めたい。

7 点目の災害時の支援については、「災害時の適切な支援」というものが具体的にイメージできないだろうという点は、まさに県民目線で御指摘いただいた。何らかの形で分かりやすくイメージができるように、記述の見直しまたは注釈を入れることを検討していきたい。

8 点目の同和問題が日本固有の問題と言い切って良いのかという御意見について、同和問題は、日本の歴史的な経緯や居住地、もしくは職業を原因に差別が行われてきた日本固有の人権課題であるということを国でも示しているので、このような形で整理したところ。ただし、色々な考え方があり、日本固有の問題であることを言わないと同和問題についての質問ができないのか、ということではないため、記述内容の検討をしていきたい。

9 点目の「避ける」という表現の見直しについては、御指摘のとおりのため見直しを行いたい。

## 委員

人権というのは、詰めて言えば相手のことを考えているということだと私は思うのだが、人権と言われたら、部落差別とか、そういう方に走ってしまうのではないかと考えてしまうがどうなのか。

## 会長

道徳の教科書で何が書かれてあるかというと、「思いやり」という言葉が書かれている。國の人権教育・啓発に関する基本計画の見直しの際に、「すべての人が権利の享有主体である、権利があるということを教えなければならない。だから、障害者についても障害者権利条約では、『障害者は他の人と同等に基本的人権と自由を持っている』ということを規定していて、日本がこの条約を批准することによって、権利に基づくアプローチ（ライト・ベイスド・アプローチ）というものをとるようにしよう。」と法務省に対して提言を行った。

現在、「旧優生保護法問題検証会議」が発足し、そこでは障害当事者の方々にも参加していただいて、具体的なヒアリングを行っている。そこで当事者の方が何を主張されているのかというと、「道徳の教科書では、『障害のある人には思いやりを示しましょう』と書かれているが、それ自体が障害者と障害の無い人との関係性をどういう風に捉えているのか」ということで、昨日、オンラインの会議では女性の障害者の方から非常に強い非難があった。

人権というものは誰もが持っている権利なのだというところから出発して、だから他人の人権も尊重しなければならないのだという議論をしていく必要がある。

部落差別を日本固有の人権問題としていることは、とても重要で、人種差別撤廃条約では世系という言葉があり、例えばカースト制度がこの世系に基づく差別である。部落差別についてが、これに当たるかどうかは議論が分かれているが、日本固有の人権問題が未だ解消されていないということが、大きな問題として部落差別を考えるうえで重要である。今年は同和対策審議会答申が出されてから 60 年の記念の年で、その意味でも同和問題については引き続きここでも取り上げていく必要があり、同和問題を解消できないことは日本国民全体の責任であるということで、日本固有の人権問題という表現は意味があると思われる。

「避難所などの運営が、特定の属性により行われ、他属性が適切な支援を受けられないこと」についての御指摘は判断が難しいところがある。例えば特定の属性を「男性」として、他属性を「女性」とすると、これは役割を固定化しているのではないかという非難をされる恐れがあり、行政が悩んでいるところもある。分かりにくいかもしれないが、固定的な役割を設問の中に忍ばせているのではないかという非難が出てくることも考慮し、総合的に判断してよりリスクの少ない表現として欲しい。

エイズ・ハンセン病と新型コロナの設問に関しては、前者は「エイズやハンセン病などの感染症患者とその家族等に関する事柄」と設問に書いてあるため、後者の選択肢である「感染者やその家族等に対して」という箇所は不要となることから、前者の選択肢である「差別的な言動をされること」にいじめについて入れるかどうかを判断すれば、委員の御指摘の趣旨に沿うと考えている。

ヘイトスピーチについては、ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）ができた際に衆議院、参議院で附帯決議があり、本邦出身外の人に対するヘイトを許すものではないとされ、今で言えば、例えばクルド人や中国の人に対してヘイトスピーチをやっている人もいるので、必ずしも本邦外出身者で特に在日の方だけを対象にしたものではないという理解で政府も取り組んでいる。また、来年法務省で初めてヘイトスピーチ実態調査が予定されており、この場と同様にどのような設問にしたら良いかという検討が始まったところで、特定の在日の人だけを対象にしない方が良いと考えている。

いずれにしても重要な御指摘をいただきており、とりわけ人身取引については、12 歳のタイ人少女が個室マッサージと称する場所で働かされていたという報道がつい最近あった。このようなことがまかり通っていることが非常に恥ずかしいと感じている。忘れかけているかもしれないが、1980 年代、児童ポルノの 80% は日本で制作されていると言われ非難されていた。先ほどの事件が報道されたことはとても重要なことであり、取り上げてもらうことで現実を知ることができるために、様々な人権課題があるということが分かるように我々も設問を考えていく必要がある。

## 委員

ヘイトスピーチの説明について、例えばトランスジェンダーの方に対するヘイトスピ－

チも現状あり、こここの書き方だけだと、それはヘイトスピーチではないと勘違いされる恐れがあり、こここの文言が外国人だけを対象にしているように見えるため、書き方や対象の範囲を変えた方が良いのではということが私の意見である。

### 会長

5年前に大阪市でこのような調査を行った際は、（特定の「国籍」の人々を排斥する差別的な言動というように）設問に「国籍」とあったのを、それでは足りないから「人種」、「民族」に変えた。

その他、大阪市は先進的に性の多様性に関する意識調査を大学の研究グループと協力して行っており、インターネット上に公開されているので見て欲しい。

フェイスシート<sup>1</sup>の性別欄については、内閣府でも審議をされていて、参加された専門家の方からしても難しい問題とされていた。性別欄をどのようにしているのかということで、「男」、「女」の他に、「その他」は傷つく方が多いので使わない方が良く、「答えたくない」も抵抗感がある方がおられるため、「どちらともいえない」にするのかなど、各地方公共団体では大変苦労されている問題である。

なお、一例として東京都の新宿区は、「1 男、2 女、3 1でも2でもない」とされている。

### 委員

調査対象者が、「18歳以上3,000人」とあり、滋賀県の人口に対して0.2%とすごく少ないを感じた。また、近江八幡市も昨年調査をされていて、人口8万人に対して同じく3,000人を対象とされており、この点からも県の対象者数が少ないと想われる。対象者数を決めた根拠を教えていただきたい。

なお、調査結果は%で示されているため、今年度増やしても影響は無いと考えている。

### 事務局（人権施策推進課）

市で3,000人を対象に調査をされていたということを御紹介いただいたが、「人権擁護に関する世論調査」という調査が国により5年に一度実施されていて、この調査の対象者は18歳以上の日本国籍を有する3,000人とされており、統計上、3,000人以上あれば分析が可能であるということ。そのため、この種の調査は3,000人で行われている。もちろん、細かいクロス集計<sup>2</sup>を行う場合は対象者数が多い方が良いが、県では予算との兼ね合いもあり、統計的な考え方に基づく3,000人という人数を従来から設定している。

---

<sup>1</sup>回答者の属性（性別、年齢、職業等）に関する質問項目のこと。

<sup>2</sup>2つ以上の情報を掛け合わせて集計・分析すること。

## 会長

ハンセン病に関する国民意識調査を行った際に、住民基本台帳に基づく無作為抽出の対象者数が 3,000 人であった。これは社会統計の専門家から十分に信頼できる調査結果が得られるサンプル数のことであった。

一方で、この調査は 2 回行っており、前年はインターネットによる調査で、これは 2 万人を対象としてインターネット会社に登録しているモニターに協力してもらったが、信頼できない結果となった。なぜなら、モニター登録している人たちとは、回答することによってポイントがもらえるため、とにかく早く回答する傾向が非常に強かった。実際にモニターをやっている人たちに話を聞いても、ポイントのためだけに回答している方もおられ、質問を読まずにさっと流し読みをしてしまうとのことだった。調査によっては、あまりにも回答時間が短い回答は集計から除外するというようなことも行っているようである。

我々が行った 2 万人のインターネット調査と 3,000 人の調査での回答結果を比較したところ「いまだに感染症の患者や元患者、そしてその家族に対して差別があると思いますか」という質問に対しては、モニター調査では 30% 台だったのに対し、3,000 人の無作為抽出では 60% 台と、全く真逆の結果となってしまったことにショックを受けた。そこで、どちらがより信頼できるのか社会統計の専門家に確認したところ、無作為抽出による調査結果のほうが、社会統計上は信頼できるとのことであった。

これらのことから、3,000 人という数字は一つの目安となる。滋賀県は 2 回督促されているため、回答率が 50% と良い。郵便の費用は掛かるが頑張って続けて欲しい。

## 委員

資料 3 – 6 の調査票の素案を自分でも回答してみようとやり始めたら、問 1 でつまずいてしまい、回答が選べなかった。前回調査から 3 つ選ぶようになったと記憶しているのだが、何か意図があったのか教えていただきたい。もし、問 1 で詰まってしまったら、その後の設問に進めなくなってしまう。

続いて、資料 3 – 6 の 1 ページから 2 ページにある問 3（1）の選択肢に「ビジネスと人権」があるが、これは一般的に通じる言葉なのか。何を指しているのか私自身は難しく思えた。

また、細かいところであるが、SNS は普及が進んでいるため、その説明は省略しても良いのではと考えている。

## 事務局（人権施策推進課）

質問を見て、回答選択肢を考えていった際に、なかなか選べないという部分が、出てくることは誰しも起こり得ることで、貴重な御意見をいただいた。

「選べない」という選択肢を作るという方法もあるが、そのようにすると多くの人がその選択肢を選んでしまい、こちらが得たい回答が統計的に得られないおそれがあるため、そこ

は未回答であったとしても次の設問へ進めるようにし、いくつかの限られた選択肢の中から選んでいただきたいと考えている。何か良い方法があれば、御助言をいただきたい。

続いて、ビジネスと人権については、国および県の見直しを行った計画に国際的な潮流を踏まえて新たに増やしたもの。県民の方々にこの調査の機会を以て、こういう言葉、こういう概念を知っていただきたいという啓発の思いもある。このため、補足のペーパーやコメントをつけるといった方法で説明ができるようにしたい。

また、SNS の説明の省略についてご提案をいただいたが、先ほどのヘイトスピーチの御意見とも関係するが、県民の方々が分かるようになったであろう、という言葉については、説明は省略で良いと考えている。しかしながら、人によって同じ言葉でも受け止め方が違うため、こちら側の意図が伝わるよう絞り込んでいきたいと考えている。その方法については、各委員から御意見をいただきたい。

### 会長

確かに、先ほど委員から御意見があったように、ヘイトスピーチに関する説明は対象が狭いところがあるため、もう少し工夫をする必要があると思われる。ビジネスと人権についても、「国連の『ビジネスと人権に関する指導原則』に沿って、企業による人権侵害が起こらないように」というような説明をしなければ何のことか理解していただけないと考えられる。日本のグローバル企業は、このビジネスと人権という指導原則に基づいて日本政府が国内行動計画を作り、この計画の中では、各社は人権方針を作り、人権デュー・ディリジェンス<sup>3</sup>により相当な注意を払って人権侵害の予防を行い、そして、人権侵害が起きたら、救済をしっかりとやるという、3つの柱でビジネスと人権は捉えられている。今回の人権基本計画（第二次）では、国際的潮流としてビジネスと人権を新たに取り入れたのだが、そこにはもう一つの意味がある。平成 14 年に作られた人権基本計画（第一次）において人権を尊重しなければならない主体は、国と地方公共団体と NGO だけであった。今回、その人権尊重の主体として企業も入れた。これは、国連の人権機関で採択されたビジネスと人権指針が非常に大きな影響を与えており、中小企業を除く大企業のほとんどにおいて人権方針が定められている。そういう意味では、ビジネスと人権について、企業関係者はその意味が分かるであろうが、一般の人はすぐ分かるということは難しいので、他と同じように説明を入れた方が良いと考える。

### 委員

資料 3－6 の 1 ページから 2 ページにある問 3（1）について、県の取組としてどういったところがまだ足りていないかを調べるのであれば、選択肢を 3 つ選ぶのではなく、好きなだけ自由に選択するようにしたうえで、どの項目が一番多いのかを見ても良いのではと感じた。

---

<sup>3</sup> 企業が人権侵害のリスクを把握し、対応や予防策を講じる仕組みのこと。

続いて、ヘイトスピーチの説明については、今回の調査では同和問題や部落差別に特化しているということであれば、後の設問に部落差別に関するものがあるため、説明は削除しても良いと思う。その代わりに、同和問題を別出ししているところで設問を設ければ良いと考える。

また、ビジネスと人権については説明文があった方が良い。

続いて、資料3－6の10ページの問16については、私も「属性」という言葉が分からず、性別のことなのかと考えていた。16ページに「あなたの性別は」と問う設問があることから、「属性」を「性別」に変えたとしても全ての対象が含まれるため、問題が無いように考えられる。

最後に、16ページの「あなたの性別は」における選択肢で、「どちらでもない」を設けるとのことだが、「分からない」の選択肢は残すのか。「分からない」が決めかねているという意味を含んでいるのであれば、この選択肢があっても良いのかもしれない。両者の違いが今一つ分からなかったので教えて欲しい。

#### 事務局（人権施策推進課）

まず、問3についていただいた御提案については、皆様の御意見を伺いたいと考えているが、全ての項目が重要だとしてしまう回答者がいると想定され、集計的に望ましくないものと考えている。人権課題に優先度をつけてもらうことに、県の立場からすると非常に辛いところがあるが、県民の皆さんが高い重視されているかということを3つ程度に絞らせていただきたい。選べる数が多くなりすぎると集計が煩雑となり、また回答が分散してしまいます。結果として何がしたかったのか分からなくなることが予想されることから、3つ程度の選択肢が妥当ということで提示している。

次に、ヘイトスピーチについてだが、元々、令和3年の調査から、平成28年にヘイトスピーチ解消法ができたので、これを受けて設問を設けたところである。ヘイトスピーチと言えば、一般的には嫌悪表現という言い方もされ、先ほどトランスジェンダーについてのヘイトスピーチがあると御指摘をいただいたところだが、この法律ができた当時は、在日韓国・朝鮮人の方に対して街頭で酷い演説を行う行為があったことが前提にあった。今となってはヘイトスピーチをもう少し広い目で捉えると、嫌悪表現であれば、障害者に対するヘイトスピーチも、例えばインターネット上であれば、性的マイノリティに対するヘイトスピーチも、広い意味でのヘイトスピーチとして存在していることから、広く捉えるという点では、あえてこの項目を、法律に基づくヘイトスピーチという形で残すのか、残さないのかという論点で御意見をいただきたい。

続いて、問16の「属性」が分かりづらいということについては、各委員からいただいた御意見であるので修正させていただきたい。ただし、属性は性別のほかに、障害の有無なども考えられるため、例えば「性別や障害の有無によって」といったように、分かりやすくイメージができるような設問としたい。

最後の性別欄の選択肢である「分からない」と「どちらでもない」の違いについては、後者は、その方がご自身の性別に関して何らかの認識を持っていて、男性でも女性でもないと認識している方が選ぶことを想定している。一方で前者は、性別を問われた際に、自分の性別がまだしっかり認識できていない方が選ばれることを想定している。このような方々が回答者にいらっしゃると思われるため、今回は4つの選択肢を設定した。

この性別欄については、他の委員からも御質問いただいたため、そもそも設問が必要か、必要であればどういう目的で使用するのか、また、性別の関係で様々な悩みを抱えている方への配慮も含めて、どういう設問にするのが良いか、皆様の御意見もいただきながら事務局で検討を行い、より良いものとしたい。

### 会長

確かに事務局の回答のような方もいらっしゃるので「分からない」の選択肢を入れているのだが、分からぬといふことが(何を意味するのか)分からぬといふ可能性もあるので、検討をしていただきたい。

また、問16については、性別や障害の有無というような例示の形も取っていただければ、説明はしやすくなると思われる。

なお、問3（1）だが、これは前回の調査にはあった設問か。

### 事務局（人権施策推進課）

今回初めて設ける設問である。

### 会長

選択肢が全部で23あることから、3つを選ぶというのは少ないと感じられる。どれくらいの数が良いのか、5つなのか、もっと必要なのか。せめて5つぐらいはあった方がと言うことが委員の方のご質問の趣旨だと思われる所以、具体的な数を検討して欲しい。

### 委員

4点意見がある。

まずは先ほど最後に議論があった性別のことについて、資料3-6の16ページの選択肢である3番の「分からぬ」、4番の「どちらでもない」に関しては、私も他の委員の方と同じような印象を持っており、事務局からの説明である程度分かった部分もある。しかし、そもそも性別に関してLGBTの質問項目があるが、そこに「Q」を入れていないことの意図について説明をいただきたい。ただし、「どちらでもない」という選択肢が設けられていることからQの方の性自認などについて汲んでいただいていると考えている。また、性別欄の選択肢の順番については、「分からぬ」と「どちらでもない」を入れ替えた方が良いと思う。なぜなら、「どちらでもない」は、自分自身が性自認の無いことを認識している方や心と身

体の認識がはっきりしている方などは選択ができるが、社会的な偏見などがあってまだ言えない方や、自分自身でも迷いがある方にとっては、「分からない」という項目は残しておいた方が良いと考えている。男性、女性、そしてどちらでもないとはっきりと言える方が選ぶ選択肢が左側にあって、まだ迷いがある方が選ぶ選択肢が一番右側にあるようにして選択肢を設けるという県の意図があっても良いと思った。

2点目は、資料3－6の11ページ以降の同和問題と部落差別の設問について、資料3－3の概要の中で「部落差別（同和問題）」という表現に変えていくとあったが、設問項目の中には「部落問題」と「同和問題」が散見され、バラバラとしている印象がある。これを統一するのではないかということについて伺いたい。社会の流れとして「同和問題」と表現するものだと私は認識しているが、あえて部落問題として取り上げる県の意図について教えて欲しい。

3点目は、資料3－6の5ページの問6の子どもの人権問題の設問について、他の部局や教育委員会とも関係する内容ではあるが、学校現場ではSNSによる仲間外れが大きな問題となっており、先生方は困り、子どもたちは傷つき、さらに保護者も巻き込まれていてから、1番の選択肢（仲間はずれや無視、悪口や暴力などのいじめがあること）の「仲間はずれ」にはSNSによるものも含まれていることを示してはどうかと考えている。SNSについては新たに項目を増やすのもどうかと思われるため、1番の選択肢に含められれば良いと考えている。また、4番の選択肢（教師による体罰や言葉の暴力があること）については、これは本当にそのとおりであるが、体罰や言葉の暴力といった言葉の表現では言い表せない、グレーな指導もあり、それが繰り返されると、日々の学校生活の中で積み重なることで子どもはストレスを感じてしまい、またメンタルへの影響が学校にいる時ではなく後々に出てくるというエビデンスもある。選択肢4番だけではなく、例えば「過度な校則や指導により、子どもらしい学校生活が送れない、または学校生活が妨げられる」といった項目があつても良いと思われた。また、選択肢の2番（親（保護者）が子どもに暴力をふるったり、育児放棄などの虐待すること）と3番（学校や就職の選択などについて、大人が子どもの意見を無視すること）について、2番の選択肢は身体的虐待をイメージしていると思われるが、心理的虐待が増えてきてるので3番の選択肢があることはありがたいと感じているが、ここに「学校や就職の選択など」とあることで、場面が制限されているように見受けられる。これも先ほどの事例と同様で、日常における親や大人の過度な期待や過干渉が、学校や就職の選択よりも前の段階から、親の期待などから子供たち自身が自己決定をできないことが積み重なり、後々メンタルに悪影響を与えることがある。心理的な親の期待や過干渉といった項目があると良いと考えている。

#### 事務局（人権施策推進課）

県では「LGBT等」という言い方を基本的に使わせていただいているが、御指摘いただいた点は非常に悩ましいものと捉えている。

ちなみに性的マイノリティという言い方が報道等でよくされるが、マイノリティだから対応してあげないといけないことではなく、また思いやりや気持ちの問題でもなく、権利なので少数だから助けるという表現は適切でないという考え方から用いていない。そこで別の言い方として、LGBTQ や LGBTQ+といった表現も最近はあるが、以前の審議会でハラスメントや LGBT の議論をしていただいた際にも、言い出すとキリがないという話となった。Qについても、Questioning と Queer の両方の意味があると勉強させていただいているが、Queerについては、あえてこの言葉を使うという方もいれば、過去に差別的に使われたため好ましくないという意見もある。また、Asexual（無性愛者）などの方もおられ、Qを加えると、Q以外の A（Asexual）などは加えないのか、という議論となるため、+（プラス）で示される場合もあるが、最も認知が進んでいる LGBT に「等」を付けて、「LGBT 等」とすることで良いのではないかというのが県の考え方。このため、設問でもあったように、資料 3－6 の 9 ページの問 14 の LGBT の説明の欄外のところで「なお、LGBT 以外にも、男女のどちらにも恋愛感情を持たない人や、自分自身の性を決めかねる人、分からない人など、様々な人がいます」と丁寧に対応している。

次に、フェイスシートの性別欄の選択肢 3 番と 4 番の順番を入れ替えた方が良いという御意見については、皆さんのはうで異論がなければそれをベースに考えさせていただく。また、先ほど説明したように選択肢の意味合いが異なるため、順番を入れ替えた上で 4 つ選択肢を設ける形で良いのではないかと考えている。

次に、同和問題と部落差別の用語統一については、元々、同和問題という形で一つの用語で調査を行っていた。これは、同和問題に関して特別措置法があったため、行政として特別対策を行う中で、対象地域を同和地区とし、そこに住む方を対象として、また対象のエリアとして施策を行っていたという経緯がある。しかし、特別措置法が終わり、現在でも同和地区があるのかという議論になるが、被差別の対象としての同和地区は今でも残っているが、特別対策の対象としてはなくなっている。なぜこのようなことを申し上げたかというと、同和地区や同和問題という概念は今もあるが、平成 28 年に「部落差別解消推進法」ができたため、以降、国では「部落差別（同和問題）」とされており、基本的にはそれに準拠する方向で考えている。今回御指摘いただいたように、統一できるところは統一すべきと考えているため、使い分けるべきところは使い分けながら修正を行いたい。

次に、子どもの人権については、学校現場が SNS で困った状況になっていることは当方も認識しており、特に若年化が進んでいるため、過去に中学 1 年生向けに作成したインターネット利用に関する啓発資料を小学校 4 年生向けにと、対象とする学年を下げたうえで、全小学校の 4 年生に対して学校を通じて配布するといった対策をとっている。おっしゃっていただいた選択肢 1 番の仲間外れに、SNS によるものやネットいじめやネット外しがあるため、それらを選択肢の文章に入れるか、または項目を新たに増やすのかは教育委員会とも相談しながら検討をしてまいりたい。また、選択肢の 3 番や 4 番についても、御指摘のように、より分かりやすく、かつ場面が制限されないような表現となるよう、文言を再検討したい。

## 委員

こども家庭庁がでてから「こども」という表記については、ひらがなの「こども」を使うよう統一されている。私たちの方でも、資料作成などの際にひらがな表記に変更させてもらっているが、これに関する県の考えはどうなのが伺いたい。

## 事務局（人権施策推進課）

県でも「子ども若者部」ができており、こちらは「こども」の「こ」は漢字で、「ども」は平仮名であらわしている。しかし、おっしゃるようにこども家庭庁もでき、ひらがなの「こども」が一般的に使われるようになってきていることから、行政機関の名称とは別に、県民向けの意識調査では、ひらがなのほうに合わせるべきか、関係部署とも相談し、次回の審議会でお答えしたい。

## 会長

こども家庭庁ができる前に子どもに関する様々な立法がされたが、そこでは「こ」は漢字が使われている。我々も講演の際は、平仮名で表記しているが、法律名は正しく表記するしかない。そのあたり統一するには一定の難しさがある。おそらくこれから統一がなされれば平仮名になると思われる。

皆様ありがとうございました。それでは、時間もあるので審議はここまでとしたい。

## ◎閉会

(以上)